

# いじめ防止基本方針

新温泉町立浜坂東小学校（令和4年 4月1日改訂）

## I 学校の基本方針

本校では学校教育目標『ふるさとを誇りに、共に支え合い自ら考え行動する児童の育成～夢の実現に向けて 3つのC（チャンス・チャレンジ・チェンジ）で 努力する子～』を教育活動の基盤に置き、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともにいじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するためのいじめ防止基本方針を定める。

## II いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の子ども等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「いじめ防止対策推進法」より】

いじめについての基本的な認識は以下のとおりとする。

- (1)いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2)いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3)いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4)嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5)暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6)いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7)いじめでは加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

### 2 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題の克服に向けては、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童一人一人の人間の成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

また、ケースによっては、町教育委員会の指導の下、町長部局や警察等の関係機関とも緊密な連携を図りながら、一体となって取り組んでいくことが重要である。

このことを前提として、基本的な取組の方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」の4点とする。

**(1) 自分で判断し行動できる人間に児童を育てる。～個の成長～**

(学校) 学級活動、児童会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動や携帯電話の使用のルールづくり等について自分たちで考え実行させる。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

(家庭) 児童の個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身につけさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

(地域) 地域の児童は地域で守り育てるなど地域の教育支援機能を活性化する。

**(2) 児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～**

(学校) 教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を醸成する。また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

(家庭) 親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。

(地域) 地域での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

**(3) いじめの問題に組織的に取り組む。～組織的な取組～**

(学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図る。

(家庭) 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、児童の変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の児童の立場に立ってどうすべきかをともに考える。

(地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

**(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。～いじめ問題への理解～**

(学校) 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、児童への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

(家庭) いじめが重大な人権侵害であることを、保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。

(地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

### Ⅲ いじめ防止等に関する学校の取組

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

- ・学校は、国及び県、新温泉町のいじめ防止基本方針の改正を参考とし、「学校いじめ防止基本方針」を見直す。基本方針には、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の一連の対応、教育相談体制、生活指導體制、校内研修などいじめ防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。また、ホームページや学校だより等で公開し、家庭・地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを取り入れ、定期的に取り組の点検・評価を行い、改善するよう努める。

#### 2 校内いじめ問題対策委員会の設置

- ・法第22条に基づき、校内いじめ問題対策委員会(以下、校内委員会という)を設置する。いじめ問題への対応について意思決定を行い、すべての教職員が一致団結していじめ問題に取り組むため、総括的・指導的役割を果たす。
- ・学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげて取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導を行う。

##### ① 構成員

- ・校長、教頭、生活指導担当、関係学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 必要に応じて関係職員 等

##### ② 校内委員会の機能

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ・いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの対応に関する校内研修等の企画
- ・いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善等

#### 3 いじめの未然防止

いじめ問題の対応において、未然防止に取り組むことが最も重要であり、すべての教職員の協力体制の下で児童に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

##### (1) 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人の内面理解に基づき、すべての児童が意欲的・

主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。

- ・生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、望ましい集団活動を通してよりよい人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動を充実させ豊かな心を育成する。

## **(2) いじめに対する正しい理解**

- ・学級活動、全校集会等のあらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童と教職員が共有する。
- ・互いを思いやり他者を尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。
- ・いじめを受けている児童やいじめについて訴え出た児童は守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童に伝える。

## **(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり**

- ・自分自身に対する理解を深めるとともに、相手の気持ちを思いやる力を育む。
- ・相手を傷つけずに自分の考えを表現するなどのコミュニケーション能力を育成する。
- ・学級活動、児童会活動等でいじめの防止等について主体的に活動を進める中から、集団の一員としての自覚を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。
- ・教職員の姿勢は児童の重要な教育環境である。言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する児童を中心に据えた教育活動を展開する。

## **(4) 子どもや学級の状況の把握**

- ・人間関係、ストレス等に関する調査等を実施する。
- ・調査結果に対するスクールカウンセラーや外部の専門家の助言を参考にして具体的な指導計画を立てる。
- ・言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には面接するなど、早期に関わる。
- ・配慮を要する児童の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切に引継ぎを行う。

## **(5) 校内研修の充実**

- ・県対応マニュアル等を活用し、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

## **(6) 家庭への支援**

- ・いじめ防止等の意識について啓発に努める。
- ・相談を受け付ける体制の周知を図る。
- ・保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、行動の変化等について情報を得るなどして、保護者とともに児童を見守っていく体制を充実させる。

## 4 早期発見

いじめの問題については早期発見が早期解決につながるため、日頃から児童の観察や信頼関係の構築に努める。また、いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域と連携して情報収集する。

### (1) 教職員の対応能力の向上

- ・教職員が人権感覚を磨き、児童の言葉を受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る姿勢が大切である。
- ・集団の中で配慮を要する児童に気づき、心のサインを敏感に感じ取れるよう、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

### (2) 日常的な実態把握のための取組

- ・休み時間等における日常的な観察や連絡帳等による情報収集を行う。
- ・目の届きにくい場所の点検をする。
- ・生活アンケート（いじめアンケートを含む）を実施する。
- ・教育相談を実施する。
- ・学期に1回以上のアンケート調査・面談を実施する。

### (3) 信頼関係の構築

- ・日常的に悩みや困り感について相談にのったり、カウンセリングを行ったりするなど、児童、保護者が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。
- ・担任を中心として深い信頼関係を築いていく。

### (4) 相談しやすい環境づくり

- ・情報提供した児童がいじめを受けることがないような配慮をする。
- ・児童のつらい気持ちや不安な気持ちを十分に理解し共感的に受け止める。
- ・可能な限り具体的な内容を聴き取り、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。
- ・保護者からの訴えについては、保護者の心情を十分に理解し、対応する。
- ・個人情報の取扱いに関する組織としてのルールづくりを行う。

## 5 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、校内委員会を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

### (1) いじめへの組織的対応

- ・ いじめを受けた又はいじめを知らせた児童の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。
- ・ 指導にあたっては、当事者双方、周囲の児童から個々に事情を聞き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童、保護者に対応する。
- ・ 事案に応じて、教育委員会、関係機関と連携する。
- ・ いじめ解消後もスクールカウンセラー等と連携した心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。
- ・ いじめを把握した場合、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、問題の解決にあたる。

### (2) 児童、保護者への対応

#### 【いじめを受けている児童及び保護者への支援】

- ・ いじめを受けている児童を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。
- ・ 保護者には、その日のうちに面談し、事実関係を伝える。
- ・ 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。
- ・ 児童及び保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

#### 【いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言】

- ・ いじめを行っている児童からは気持ちや状況を十分聴き取り、その背景に注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。
- ・ 保護者には早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について方針等を共有する。
- ・ 心理的な孤立感、疎外感を与えないように加害側の児童の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取

り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

- ・懲戒を加える際には、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるように留意する。

### **(3) 周囲の児童への指導**

- ・学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。
- ・「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、「傍観者」としていじめに暗黙の了解を与えてしまう存在に注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が集団全体に形成されるようにする。特にいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。

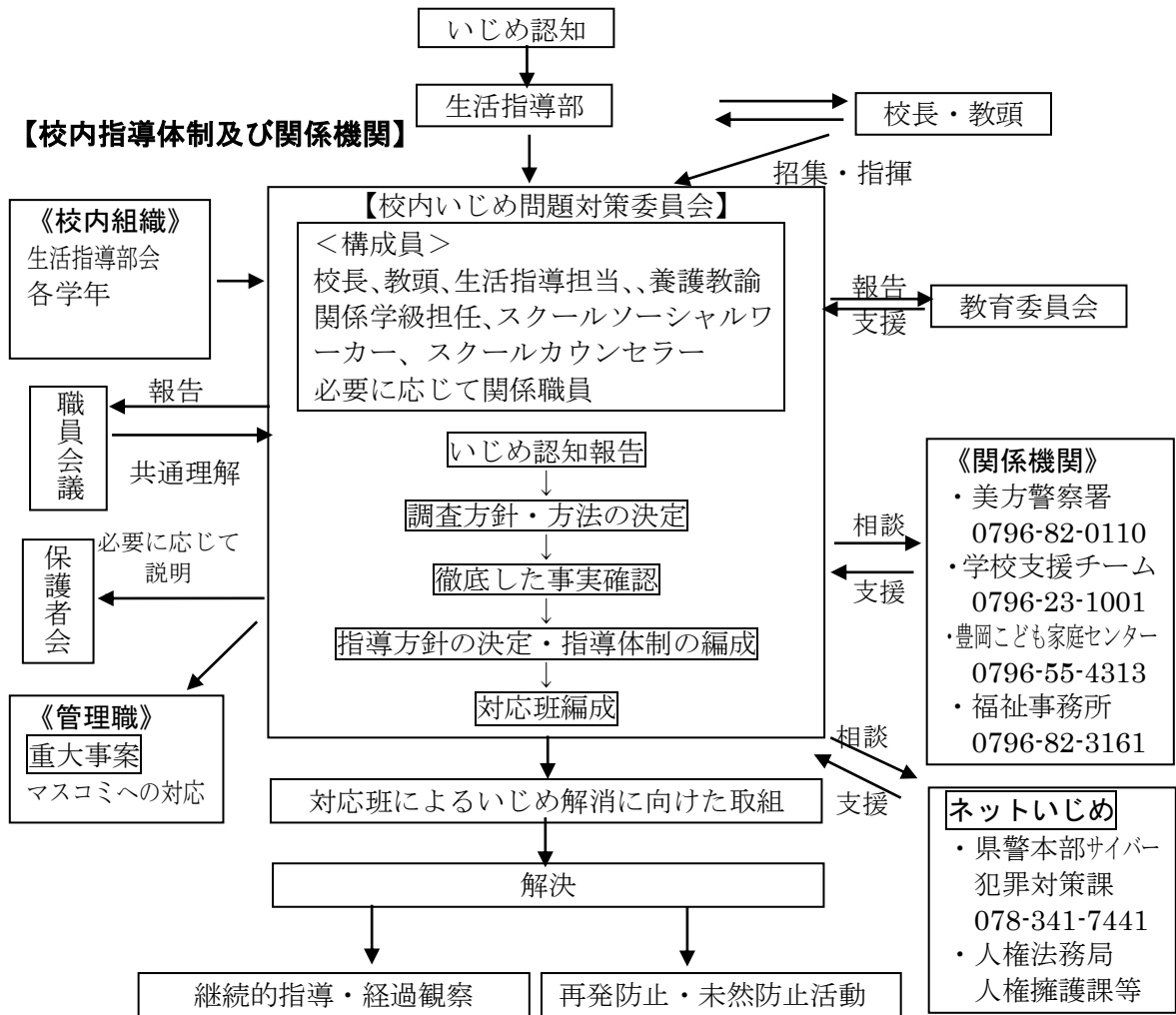
## **6 インターネットやソーシャルメディア等によるいじめへの対応**

### **(1) 未然防止のための情報モラル教育の実施及び啓発活動**

- ・保護者の責務について周知する。（青少年インターネット環境整備法、青少年愛護条例等）
- ・インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等の関係機関と連携した指導、児童や保護者への啓発に努める。
- ・未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会活動等において、スマートフォンや携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え、適切な利用を啓発していくなどの取組を進める。
- ・情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てる。
- ・保護者会でスマートフォンや携帯電話の使用に関する学校のルールを共有し、管理者である保護者と連携する。
- ・早期発見では、メールを見たときの表情やスマートフォンや携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携をする。

### **(2) 警察等の関係機関と連携した迅速な対応**

- ・早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除、法律違反等への対応を迅速に図る。
- ・人権侵害や犯罪、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携し対応していく。



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については教職員間で共有する。子どもからも状況を聞き取る。
  - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに傍観者への指導も行う。



【未然防止及び早期発見のための年間指導計画】 SC：月1回来校予定

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ問題対策委員会 指導方針、計画作成	入学後のこども園との情報交換 学級づくり	
	家庭訪問 保護者向けの啓発 学級懇談会	タブレット使用のきまり 職員研修会	授業公開(授業参観)
5月	情報交換会	縦割り班活動(年間)	
		5年自然学校	民生児童委員訪問
6月	生活指導部会	児童会あいさつ運動	
	情報交換会	地域行事参加	生活アンケート
	学校評議員会 生活指導部会	6年修学旅行	教育相談週間 授業公開(授業参観) 地区別懇談会
7月	情報交換会 生活指導部会		保護者懇談会
8月	職員研修会	カウンセリングマインド研修	
		地区奉仕作業	
9月	生活指導部会	P T A奉仕作業	
10月	情報交換会 学校評価 生活指導部会	地域行事参加	運動会練習
		SCによるカウンセリング研修	
11月	情報交換会 学校評議員会 生活指導部会	人権参観日・人権講演会	オープンスクール 授業公開(人権参観日)
		小学生社会施設見学の旅	
		ネット犯罪防止講演(児童向け)	オープンスクール
12月	情報交換会 生活指導部会		生活アンケート 教育相談週間
			保護者懇談会
1月	情報交換会 生活指導部会		
2月	情報交換会 学校評議員会 学校評価		授業公開(授業参観) 生活アンケート 教育相談週間
		小中連携授業参観	入学説明会
		生活指導部会	
3月	いじめ問題対策委員会 本年度のまとめ	入学前のこども園との情報交換	保護者懇談会
		中学校への情報交換	
<p>≪早期発見に向けた日常の取り組み≫ あいさつ運動、生活指導、休み時間・昼休みの巡回指導、ともに汗する清掃活動、 チャンス相談、スクールカウンセラーの活用等</p>			

## IV 重大事態への対応

### 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）があると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

#### 1 教育委員会または学校による調査の実施

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に相談・報告
  - ・児童が一定期間連続して欠席しているような場合については、本人及び保護者から丁寧に聴き取りを行うなど、慎重かつ迅速に対応する。
- (2) 教育委員会は調査委員会を設置し、重大事態が発生した旨を町長に報告
  - ・教育委員会が当該校と速やかに協議を行い、調査委員会を設置するとともに、重大事態が発生した旨を町長に報告する。
- (3) 調査委員会が主体となり速やかに調査を実施
  - ・上記(2)の協議において決定した調査委員会が主体となって、速やかに調査を実施する。

#### 2 重大事態が起こった場合の学校の対応

- ・児童の安全を確保する。（子どもの被害を最小限に抑える、同種の事態の発生防止）
- ・児童の学習権を確保する。
- ・児童の心のケアをする。（スクールカウンセラー等の活用）
- ・調査組織へ積極的に資料提供する。
- ・児童や保護者への説明と、外部への情報発信・報道対応をする。（教育委員会と連携し、正確で一貫した情報提供）
- ・再発防止策の実施をする。

#### 3 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査より明らかになった事実関係等を、適時・適切に情報提供をする。
- ・いじめを受けた児童の又はその保護者の所見等を、調査結果の文書に添えて町長へ報告する。

#### 4 再調査

・報告を受けた町長から、再調査を行う指示があった時は、問題検証委員会を設置し実施する。（再調査を行ったときは、町長はその結果を町議会に報告）

#### 5 再調査の結果を踏まえた対応

町長は、自らの権限及び責任において、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい、起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

### いじめられている子ども

#### ●日常の行動、表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、へらへらしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしめない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻、欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ●授業中、休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 1人であることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

#### ●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

## ●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- クラブ活動や社会体育等を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

## **いじめている子ども**

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう